

# レギュラシオン・アプローチの挑戦

経済学から社会関係・国家論へ

若森章孝

Wakamori Fumitaka

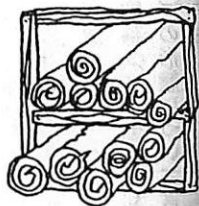
## 一 「第二の転換」のなかで

一九七〇年代の二度のオイルショック以来、大量生産と大量消費が結合した現代社会は歴史的な転換点に立っている。労働の現場や人びとの生活様式はもろろんのこと、国家の役割や労使関係や企業関係においても、また、人びとの行動規範や価値体系のレベルにおいても、社会転換が進行中である。「ベルリンの壁崩壊」や「湾岸戦争」も、このような社会転換と切り離しては理解できないであろう(1)。フランスに生まれたレギュラシオン学派は現在の社会転換を、市場の自動調節作用にたいする信頼を打ち砕いた「大恐慌」(一九一九年)後の資本主義の組織化の試みを『大転換』と呼んだK・ボラ

ニのひそみにならって、「第二の転換」と名づけている。

一九三〇年代の構造的危機は、市場の自動調節を理念とする資本主義の「組織された資本主義」への転換をもたらした。これにたいし、現在進行中の危機では、一九三〇年代に芽生え第二次世界大戦後にOECD諸国で確立したフォर्डイズム(大量生産と大量消費が結合した成長体制)とこれを支える制度諸形態 団体交渉制度、ケインズ型福祉国家、管理通貨制度、大企業の実業管理、国家の積極的介入が根底的に問い直されている。つまり、フォードイズムにたいするオルタナティブが問題になっているのである。

ではなぜ「黄金の三〇年」(一九四五―一九七四年)を築いたフォードイズムは、その活力を枯渇させてしまったのだろうか。この点について、二つの正反対の見方が対立してい



る。第一は、アメリカやイギリスで優勢な新保守主義とか自由主義的生産第一主義とか呼ばれている見解(後述のネオフォーダイズム)で、労働市場の自動調節作用を妨げている労使の団体交渉や福祉国家の存在が「長期的不況」の原因となっているという見方である。したがって、フォーダイズムの危機からの脱出策として、労働者の「知的参加」を排除するテラー主義的労働編成(技術者と労働者との対話の欠如)を見直すのではなくむしろそれを徹底させながら、一九三〇年代以前の市場によるフレキシブルな調整に復帰し、賃金決定や雇用調整を団体交渉のような「制度」から切り離すことが主張される。第二は、フランスのレギュラシオン学派に代表される見解(後述のポストフォーダイズム)で、勤労者や消費者や市民の自律性と創意を排除し彼らに受動性を強いている現行の制度諸形態の総体(管理主義的レギュラシオン様式)が長期不況の原因になっているという見方である。というのも、テラー主義的労働編成は生産性鈍化の主原因の一つになっているし、大企業が製品の使用方法を狭く決定している受動的消費様式は大量消費のダイナミズムを枯渇させているからである。レギュラシオン学派は、弱肉強食の市場調整への復帰を提唱する自由主義的生産第一主義とは反対に、労働者や市民や消費者の自律性や責任感を引きだすような制度改革を提起する。二一世紀の枠組みを形成しつつある構造変動のなか

で、「市場による調整への復帰か、制度改革による民主的調整か」が争われているのである。レギュラシオン理論はこのような社会転換に挑む経済学である(3)。

## 二 レギュラシオン概念と

### 二〇世紀的「経済」の発見

レギュラシオン(調整)という用語は、なによりも、二〇世紀資本主義における「経済の様相」を指し示す言葉である。二〇世紀の経済はいわば「統合された経済」(4)であって、「国家的なもの」と私的なものが密接に絡みあっている社会諸関係の展開(アグリエッタ『資本主義のレギュラシオン理論』、大村書店、五ページ)によって特徴づけられる。二〇世紀における賃労働関係の形態、資本間競争の形態、貨幣・信用関係の形態、国家介入の形態、国民経済の国際体制への挿入形態といった、社会的諸関係はすべて「経済的なもの」と非経済的なもの」との統合という複合的な性格を有しており、市場による自然発生的調整と国家の計画的調整との対立図式を乗り越えるような、社会的レギュラシオンの対象である。たとえば、最も基本的な社会関係である賃労働関係(Ⅱ労働力の利用とその再生産にかんする諸条件の総体)の形態について言えば、それは、団体交渉制度の確立、生産性上昇と生産性イ

ンデックス賃金を結びつける労使妥協とこの妥協を全産業部門に波及させる労働立法、さらには、職業生活から排除された失業者・病人・高齢者を消費者として維持するような社会保障制度によって調整されるのである。つまり、二〇世紀の賃労働関係はフォード的賃労働関係であって、市場競争によって調整される一九世紀的賃労働関係とは性格を異にするのである。「市民社会の解剖は経済学にもとめねばならない」と言ったマルクスの古典的命題に対応させれば、「現代社会の解剖はレギュラシオンにもとめねばならない」という表現が許されるであろう。

レギュラシオンの定義はさまざまである。代表的な定義として、ボワイエのものを紹介しておく。「レギュラシオン理論は、制度、協定、法に多大な重要性をあたえつつも、これら社会諸形態と経済的諸過程の本性との間にある関係を正確に探求せんとするものである。レギュラシオンという語は、……組織諸形態と生産諸構造の所与の状態に照応し、社会的生産と社会的需要の調節に向かって協同的に作用するような、そういう諸過程の総体を指し示す」(ボワイエ編『世紀末資本主義』、日本評論社、二二ページ)。この定義に見られるように、レギュラシオン概念は、経済的なものと非経済的なものとが統合された二〇世紀的「経済」の発見の理論的表明なのである。このようなレギュラシオン認識が、アグリエッタやボワ

イエヤリピエッツをリーダーとするパリ派とグルノーブル派や国独派との決定的な違いである。

今日ではよく知られているように、パリ派のレギュラシオニストは、レギュラシオン概念を、厳密には「テラー原理の受容 対 生産性インデックス賃金という賃労働関係(フォード主義的妥協)によって媒介された大量生産→大量消費の体制」(山田鋭夫『レギュラシオン・アプローチ』、藤原書店、一一二ページ)と定義されるフォーダイズムの成長と危機の分析に適用し、この約一五年のあいだに多くの研究成果をあげてきた。レギュラシオン概念によって二〇世紀の「統合された経済」を把握したレギュラシオン学派は、二〇世紀的「国家」を「統合された国家」として、すなわち、「強制的鎧をつけ たヘゲモニー」として規定したグラムシと共鳴しあっている。レギュラシオニストは、グラムシを想起させるために、二次世界大戦後の大量生産・大量消費の体制をフォーダイズムと「経済」を説明するのにふさわしい概念装置である、蓄積体制(Ⅱ生産と消費との、あるいは、生産性確保とその配分とのマクロ経済的規則性)とレギュラシオン様式(Ⅱ制度諸形態の総体)を作りだし、フォーダイズムの生成・発展・危機の解明に「歴史分析を重視する実験的方法」(アグリエッタ『資本主義のレギュラシオン理論』、三八ページ)を適用したことで

ある。言い換えれば、「統合された経済」は、蓄積体制＋レギュレーション様式（または両概念の統一としての発展様式）として把握され、フォーディズムはその典型的な例として分析されたのである。この場合、危機とは、狭い意味での経済危機ではありえず、「統合された経済」の危機を意味する「構造的危機」ないし有機的危機として理解されねばならない。二〇世紀末の構造的危機では、ポストフォーディズム論争で議論されているような、経済的なものと非経済的なもの（制度諸形態）との新たな統合が賭けられているのである。

### 三 ポストフォーディズムへの 空想マクロ経済学

フォード主義的發展様式を構成していた労働編成モデル（テラー主義による構想・管理と実行との分離）、レギュレーション様式（生産性上昇と賃金増加にかんする団体交渉による労使妥協）、蓄積体制（大量生産と大量消費が結合した成長体制）のそれぞれが衰退した結果、企業・労組・政府・地方公共団体・新しい社会運動といったアクターは、構造転換の渦中において、フォーディズムにとって代わるさまざまな發展戦略を追求している。つまり、現在は旧い制度諸形態の衰退と新しい制度諸形態の生成が同時進行している「大危機」

なのである。アフターフォーディズムと呼ばれる現在の過渡の様相は、ボワイエが指摘しているようにおそろしく錯綜しており、目的論や一元的なロジックでわりきれないものである。しかし、制度諸形態の生成・発展・衰退や制度的革新の問題は、レギュレーション理論の創設者であるアグリエッタにとっては中心的な研究課題であったし（アグリエッタ『資本主義のレギュレーション理論』第二版への序文、参照）、より慎重な態度になったとはいえ今でもレギュラシオニストにとって最大の関心事であることには変わりがない。レギュラシオニストたちはフォーディズムの危機から脱出するプロセスにおける社会的・経済的变化をリアルタイムで追跡しつつ、「空想マクロ経済学」を構想する。それは、新しい蓄積体制に至るプロセスを描くことでは決してなく、「現在進行中の変容がつづいたとしたらシステムがそうなっていくはずの最終状態について、その純論理的な一貫性と社会政治的な妥当性を問う」（ボワイエ『レギュレーション理論』、藤原書店、二〇二二ページ）ような経済学である。

一九七四年以後のアフターフォーディズム時代を通して、労働編成モデルにおいても（テラー主義の徹底化か、見直しか）、労使妥協についても（団体交渉のレベルや妥協内容の変化）、蓄積体制においても（新たな内包的蓄積の萌芽か、停滞的な外延的蓄積への後退か）、実にさまざまな変動が見か、という空想マクロ経済学について、これらの三人は発想と強調点を異にしている（一）。

られる。しかもこれらの変動は、各国ごとにかわめて多様である。ボワイエはアフターフォーディズムにおける「国民的軌道の多様性」を検討し、アメリカのネオフォーディズムないしネオテラー主義（ME化に支援されたテラー主義の徹底と労働者の知的参加の排除、労働のフレキシビリティによる労働コストの削減）、日本のトヨタイズム（管理や構想の一部への労働者の参加、企業レベルでの労使妥協、高い生産性上昇と生産性配分の不平等）、スウェーデンのボルボイズム（高い生産性上昇と公正な生産性配分、労使交渉の中央集権化）、以上の三つのモデルの混合であるEC諸国のハイブリッド・モデル、という四つの代表的軌道を検出しているし、リビエツは貿易競争に見られるような八〇年代以降の世界経済の構図を、ネオテラー主義（アメリカ、イギリス、フランス）とポストフォーディズム（西ドイツ、日本、北欧諸国）の対抗として説明している。アグリエッタはボワイエとほぼ同様に四つの国民的軌道を指摘している。要するに、レギュラシオン学派を代表するボワイエ、アグリエッタ、リビエツの三人は、アフターフォーディズムの諸相についてはほぼ共通の時論的認識をもっている。しかし、賃労働関係の萌芽的变化を再構成しつつ、その変化の最終状態に想定される新たなシステム（これをネオフォーディズムと区別して、ポストフォーディズムと呼ぶことにする）をいかに構想する

ボワイエは、一九世紀末の大不況や一九二九年の大恐慌といった過去の大危機からの脱出に挑んだ諸見解を、(イ)理念の優越性を主張する「ひらめきのテーゼ」、(ロ)経済理論は「歴史の娘」であることを強調する「モザイク的テーゼ」、(ハ)国家を「集団レベルで一番重要な妥協の仲介者」として捉える、コンフリクトの制度化テーゼ、に分類しているが、この三つのテーゼはボワイエ、アグリエッタ、リビエツの見解を特徴づけるのに用いることができる。リビエツはひらめきのテーゼ、ボワイエはモザイク的テーゼ、アグリエッタはコンフリクト重視テーゼ、である。ボワイエは、「経済学者の任務は、観察された部分的妥協の基礎のうえで、経済的・社会的再生産が中長期的に可能かどうかを検討することにある」（レギュラシオン理論、一九六ページ）という立場から、テラー主義の見直しとフレキシブル・オートメーションの結合による生産性上昇確保とその成果の配分（賃上げ、雇用安定時短、福祉の向上、投資決定への参加）とがマクロ経済的に安定するような労使妥協のあり方を検討する。大切なことは「勤労者民主制」（管理や決定の一部への労働者の参加）を賃労働関係のレギュラシオン原理とするポストフォーディズムにおいても、生産性上昇と労働者への生産性配分とが厳密に

関連していることである。アグリエッタは、『基軸通貨の終焉』（新評論）のなかで、通貨戦争が国家間の「制度化された協力」という政治的調整によって解決される国際通貨システム構想を展開しているし、『勤労者社会の転換』（日本評論社）では、ポストフォードイズムにおける生産・分配・消費のマクロの連関を担うような新しい「共同的主体」が、国家主導の教育制度改革（複能的な職業教育による、能動的な労働者と自律的な消費者の育成）や企業内に民主主義を導入する「社会的対話」の制度化（テラー主義的管理を信奉する経営者とフォード主義的妥協の獲得物に固執する労働者の関係刷新）とによって形成される構想を展開している。彼の特徴は、ポストフォードイズムのな未来設計を企業や労働者や市民に提案し、「勤労者民主制」という新しい労使妥協を仲介する場として、国家という政治的審級の決定的重要性を指摘していることである。フォードイズムからネオフォードイズムに逃走するフランスでは、国家による制度的革新の推進によってしかポストフォード主義的妥協を形成する共同的主体は生まれていない、とアグリエッタは考えているようだ。

これにたいしリビエツは、『勇氣ある選択』（藤原書店）のなかで、フォード主義的妥協にとって代わるような新しい共同の主体が企業・労組・地方公共団体・地域金融機関・大学・第三セクター（協同組合セクター）の地域ネットワークの経済的組織化の中心という役割ではなく、ネオテラー主義や多国籍企業の猛威から地域ネットワークの発展を守る連合組織のような役割があたえられる。ここで大切なことは、ポストフォードイズムにおける社会形成を地域ネットワークと地域ネットワークとの複合的ネットワークの形成として構想することによって、リビエツが「国家／市民社会」の伝統的な対立図式の解体を宣言していることである。

ポストフォードイズムへの空想マクロ経済学の構想における三人の相違は、どこからでてくるのだろうか。マクロ経済の一貫性重視の姿勢は共通だが、エコロジー的制約をどのように評価するか、国民経済・企業・地域のうちのどのレベルの社会妥協を重視するか（いかなる共同主体を想定するのか）、国民的過去の制約や国際競争力の水準や構想と実行の分離を逆転させる資本主義の現代的傾向（反テラー主義革命）といった所与の諸条件における各アクターの戦略的自律性をどの程度評価するか、の三点における認識の相違がポストフォードイズム構想の相違に反映していると思われる。つまり、資本蓄積の長期持続を保證するような社会的妥協はどのレベルで成立するのか、国家はどのような妥協を制度化するのか、構造変動は各アクターの戦略的自律性にどのように媒介されるのか、といった経済的レギュラシオンというよりも社会的レギュラシオンにかかわる論点が問われているのである。

クとして形成され、この地域社会が雇用創出・技術開発・技能教育・製品開発・福祉サービスなどのための共同体になるような、ポストフォードイズムを構想する。このような構想のパラダイムが、「個人と集団の自律性、個人と集団のあいだの連帯、社会・社会的活動の生産物・社会環境のあいだの関係原理としてのエコロジー」（二〇一ページ）である。『低成長下のサービス経済』（藤原書店）の著者であるブチャ『オルタナティブ・エコノミーへの道』（大村書店）の著者であるエリティエも、地域の自律的発展がモーターになるようなポストフォードイズム構想を語っている。したがって、リビエツにとっては、上の変革（国家の制度改革）と下の変革（社会革新）の重要度がアグリエッタとは逆になる。「もはや上の変革によって下の変革を期待することはできない。下からの自律性の成果を確立し、発展させるために、上の変革が強く求められるのである」（『勇氣ある選択』、一七〇ページ）。国民国家ないしEC統合という地域レベルを超えた政治的審級の期待されることは、地域の自律的発展を国内のおよび国際的な連帯につながる方向で開花させるために必要なゲームのルール（交渉にもとづく労働者の参加に立脚する労使協定、労働時間の長さ、税率、社会保障分担金、環境保護などについての社会的妥協、たとえば「社会ヨーロッパ」）を定めることである。国家には、フォードイズム時代のような社会的

しかし、注目すべきことは、マクロ経済モデルが得意で資本主義の時間的空間的可変性をリアルタイムで追跡しているレギュラシオニストが、ユートピアを語りはじめたことである。

#### 四 レギュラシオン様式と社会的パラダイム

レギュラシオン学派にとって、レギュラシオン・アプローチの適用領域をジェンダー関係（家父長制）、市民／国家関係、人種関係、政治活動、国家間関係といった経済関係以外の社会諸関係やこれらを対象とする学問分野に拡大することが、今後の重要な課題になっている。というのは、これらの社会関係は経済活動がおこなわれるネットワークを構成している、このような社会関係の解明なくして、現在の構造的危機についても、新しいレギュラシオン様式の萌芽的形成についても、十分には語りえないからである。この課題をもっとも重視しているのが、レギュラシオニストにしてエコロジストであるリビエツである（『レギュラシオン・アプローチは、経済以外の社会関係にたいしても、「その本性において矛盾と不安定に刻印されている社会関係が暫定的な規則性を維持するのはいかにして可能か？ ある社会関係はどのように変容するか？」という問いを提起する。政治学や国家論

におけるかかる問いは、本家のフランスよりもカナダ、イギリス、ドイツなどで活発である。

カナダの政治学者であるJ・ジェンソンは、カナダ型フォードイズムの成長から危機への転換という文脈のなかで政治学の関心が国家と国家装置の問題から政治活動による利害の代表と集団的アイデンティティの形成(上演)の問題に移ることを背景にして、フランスのレギュラシオン学派の議論に注目する。彼女によれば、政治的レプリゼンテーション(Representation)のこの二つの意味——代表と上演——は、「出来事に意味を付与し、そうすることでさらに、集団的アイデンティティの見分けがつく人びとのだけの利害を代表する権力形成を」(J. Jenson, *Different but not exceptional*, *New Left Review*, no. 184, 1990, p. 62) を含んでいる。したがって、どのアイデンティティが目に見えるようになり、どのアイデンティティが見えなくなってしまうかにかかわるような意味づけシステムの形成は、「社会諸関係に名前を付け、社会諸関係に意味を付与する権力」(ibid.) に由来するような権力関係を発生させる。ここで念頭におかれている社会諸関係は、階級、年齢、ジェンダー、人種、言語などの差異にもとづく多様な相互関係である。問題は、子供期の発見がたいていの場合子供の大人への従属につながるように、あるいは、人種の差異の認識がおそるべき人種差別をもたらしたように、差

異の関係の認識がなぜ不平等な権力関係に結果するのか、ということである。この問題にたいするジェンソンの回答が、権力関係としての意味づけシステムが構築される「政治論争領域」の重要性である。これは、政治闘争を通じて意味が社会的に構築される領域であるが、この領域における政治活動の変数は、正当な参加資格を有するアクターの人数や論争範囲や実行可能な対案などの制限によって限られている。大多数の差異的關係はこのような制限された政治論争領域において社会的意味を付与される結果として、不平等な権力関係が作りだされるのである。

集団的アイデンティティと不平等な権力関係の形成を議論できる概念的な枠組みとして、ジェンソンは、諸個人の慣習的行動や規範が蓄積体制の安定を保証するというリピエッツの議論に注目する。たとえば、リピエッツはレギュラシオン様式を、「制度諸形態・諸手続き・慣習が強制力ないし誘引」として作用し、私的諸主体をしてそういった表式(蓄積体制)に順応するよう導いていかなばならない。こういった諸形態の総体はレギュラシオン様式とよばれる」(ボワイエ「レギュラシオン理論」、一五八ページの定義集参照)と定義している。

いかんという問題であり、もうひとつは、経済以外の社会諸関係を取り込む問題である。彼女はこの二問題に取り組むために、レギュラシオン様式として一括されていた制度諸形態と行為主体の規範(ノルム)とを生産の社会関係に照応するものとより広い社会諸関係の総体に照応するものとに区別し、レギュラシオン様式を前者にかかわる制度諸形態や規範や慣習に限定し、後者の経済以外の社会諸関係のコンクリートを鎮静させるような規範や慣習を社会的パラダイムとして固有に展開する必要性を強調する。

ジェンソンによれば、社会的パラダイムは「生産領域以外の数多くの社会関係に意味をあたえるような、相互につながり合った規範・習慣・法律の一総体の分有関係」として定義され、人間性についての見方や同等者間の社会関係およびヒエラルキー関係にある人びとのあいだの社会関係についての定義を含んでいる。それゆえ、社会的パラダイムは、意味づけシステムであると同時に実践の一総体をなしている(Representations in Crisis, *Canadian Journal of Political Science*, December 1990, p. 665.)。このようなパラダイムが社会的妥協の結果として広く分有されるならば、それはヘゲモニー的パラダイムとして妥当する。商品関係と賃労働関係が制度化される場であるレギュラシオン様式はそのなかに数多くの社会関係(たとえば、ジェンダー関係)を含んでいるが、ひと

たびヘゲモニー的パラダイムが形成されれば、賃労働関係の制度化と交錯する権力的社会関係における相違と緊張はミニマムになり、現行の意味づけシステム内での論争に限定される。その結果、経済以外の社会諸関係の矛盾と緊張は所与の蓄積体制を危うくするほど高揚することはなくなる。しかし、レギュラシオン様式と社会的パラダイムが現行の蓄積体制の再生産を保証しえなくなる大危機の時期には、新しいアクターが出現して集団的アイデンティティを構成し、このアイデンティティが新しい社会的妥協の一部を構成するようになる。要するに、集団的アイデンティティの構築/再構築と不平等な権力関係の形成/再形成をめぐる政治闘争は、過程としてのレギュラシオン総体の一部を構成するのである。

このようなジェンソンの社会的パラダイム論は、『勇氣ある選択』におけるリピエッツの議論をふまえたものである。しかし、リピエッツは社会的パラダイムを、観念や行動のうえで発展モデル(蓄積体制とレギュラシオン様式)を反映する世界観と規定し、具体的にはフォード的パラダイムを量的社会進歩(テラー主義による生産性上昇と生産性インデックス賃金による購買力上昇があるもの)、労働者は自分の活動の制御から、市民は公共サービスの決定から排除されたまま(である)と規定するにとどまり、社会的パラダイム論を商品関係や賃労働関係に還元できない社会諸関係との関連で

積極的に議論しているわけではない。それにたいしジェンソンは、社会的パラダイムの対象を経済以外の社会諸関係を制度化させる規範や慣習に限定したうえで、社会諸関係に名前と意味を付与する集団的アイデンティティの形成が各種の権力的な関係の形成と不可分であることを積極的に議論している。彼女の社会的パラダイム論は、資本／賃労働関係に還元できない社会関係——専門家と素人、市民と国家、男性／女性、言語・民族・種族・年齢にかかわるさまざまな多数者と少数者、等々——に固有な矛盾がいかにして暫定的な安定性を維持するのかという問題や、環境保護運動やフェミニズム運動や地域自立運動といった新しい社会運動がいかに新たなパラダイム形成に関与するかという問題に、レギュラシオン・アプローチから取り組むための方向を示していると思われる。「経済、生産の領域と密接な関連をもちつつも相対的に独自に展開する『生活』や『社会』という固有の領域を理論化する」という課題（後房雄『グラムシと現代日本政治』、世界書院、一四五ページ）は、レギュラシオン様式と社会的パラダイムという媒介的な概念装置によって解明されてゆくであろう。

## 五 国家はまだレギュラシオン・アプローチの対象になっていない

レギュラシオン・アプローチによれば、国家とは社会的妥協が法的形態をあたえられて制度化される場であり、「制度化された妥協の総体」として形成される<sup>(6)</sup>。国家介入の形態は、賃労働関係の形態や資本間競争の形態や貨幣・信用関係の形態とならぶ制度諸形態の一つとしてレギュラシオン様式を構成する。しかし、この制度化された妥協という国家規定は、国家／経済関係が所有権の保護やインフラの整備に限定されていた一九世紀型の限定国家（外接国家）よりも、国家が労働力や通貨や総需要などの管理に積極的に介入する二〇世紀型の挿入国家（ケインズ・ベバリッジ型国家）によりマッチした規定である。実際、制度化された妥協の総体という国家規定は、社会保障制度や教育制度が兩大戦間における諸階級間および諸階層間の妥協の制度化として実現された結果、商品の論理とは異なる巨額な公的支出の流れが生まれるに至った歴史的過程の分析の所産である。フォード主義的蓄積体制の矛盾や緊張を緩和・吸収することによって持続的成長を維持する挿入国家の規定のなかでは、財政支出による総需要管理政策よりも、労働力の管理（労働立法や社会保

障制度などの社会政策）や信用貨幣の管理（金融政策）が特別に重視される。というのは、後者は、資本制経済の基本的社会関係——核にある不変項——である賃労働関係と商品関係が再生産されてゆくプロセスにかかわっているからである。

フォードイズムにおける挿入国家は、賃労働関係の形態や貨幣・信用関係の形態に働きかけることによってフォード的蓄積体制の規則性を確保するといった具合に、他の制度形態や蓄積体制を調整する要因として分析されている。特に重要なのが、国家介入の形態と賃労働関係の形態（労働組合の法的承認と団体交渉制度）との関連である。たとえば、フランスの労働立法は、ある産業部門の労使協定で妥結された生産性インデックス賃金を全産業部門に波及させ、すべての経営者に生産性上昇を強いるのであるから（リビエツ『勇氣ある選択』、二七ページを参照）、生産性上昇／生産性波及／生産性上昇の配分といったフォード的蓄積回路のなかで決定的な制度形態となっている。また、社会保障制度の発達は、失業者や退職者を「消費者」としてフォード的蓄積体制にとどめることによって、蓄積体制の規則性を促進する制度的要因になっている。

しかし、このレギュラシオン理論における国家論はある空白を残している。というのは、レギュラシオン理論は、国家

介入を蓄積体制の一貫性を確保するために他の制度諸形態に働きかける制度的形態として理解するにとどまり、レギュラシオン・アプローチそのものを国家という緊張と矛盾に満たした制度的形態全体の分析に適用していないのである。言い換えれば、レギュラシオン理論は、調整する要因であると同時に、調整の対象でもあるという、「国家の二重性格」（ジェンソップ）のうち、レギュラシオン理論は調整する要因としての国家のみを検討しているのである<sup>(7)</sup>。彼によれば、国家は社会総体の一部でありながら、社会総体の凝集に責任を負っているというパラドキシカルな存在である。レギュラシオン理論における国家論のかかる空白は、レギュラシオン学派の内部においてもシンポジウムや研究大会でたびたび指摘されてきた。賃労働関係の制度化に偏向した国家論（労働国家論）になっているとか、国家にレギュラシオン様式の構成要素である制度諸形態を凝集する役割をあたえながら国家のこの役割がまったく分析されていない、といった反省がそれである。かかる課題に取り組むためには、レギュラシオン・アプローチを、商品関係や賃労働関係と同じように、それ自身がレギュラシオンを必要とする関係である国家に適用しなければならぬ。

現代国家論研究のこの新たな課題設定をもっとも明確に提起しているのが、イギリスの著名な政治学者、B・ジェソッ

プである。彼は、つぎの三つの課題の解決をレギュラシオン学派にもとめている。第一は、制度的総体としての国家そのものをレギュラシオンの対象にすべきではないか、という問題提起である。その理由として彼は、国家は内的な統一性を最初から備え閉鎖的に機能するシステムではまったくなく、むしろその反対に、国家は相矛盾するさまざまな要素の混成でありオープンなシステムであることを指摘する。制度的総体としての国家の実質的統一性は国家的プロジェクトを通じて国家システムのなかで創造されねばならないのである。第二は、所与のレギュラシオン様式の手続きを通して、国家によるレギュラシオンの対象となるのは何か、そもそも国家によるレギュラシオンの対象はなにか、という問題である。パリ派の言うように賃労働関係の形態や貨幣制度であろうか、それとも、グルノーブル派が言うように資本の国際的循環であろうか。この問題にたいしジュソップは、国家のレギュラシオンの対象はアプリアリには決まるものではなく、それを決定するのは特定の歴史的ブロック（下部構造と上部構造の有機的知識人による接合）の形成である、と答える。彼は、ヘゲモニーブロック（被支配階級の同意をも引き出しうるようなヘゲモニー的蓄積戦略のもとでの、支配的集団の形成）の物質的基礎としての蓄積体制／蓄積体制の再生産を誘導するレギュラシオン様式／レギュラシオン様式の保障者として

しての国家」というプーランザスの規定の延長線上にある——を刷新することになるだろう。

## 六 現代における社会形成への問い

レギュラシオン・アプローチは、単純な経済決定論（抽象的法則の支配論）と目的論的な歴史観（歴史の必然性の貫徹論）を拒否し、現代資本主義の複合的で多次元の性格を照射するような概念装置（蓄積体制、レギュラシオン様式、社会的パラダイム）を考案してきた。そこで改めて問われるのは、法則支配論や歴史の必然性論を疑問視し、現代社会の多次元の性格に注目するレギュラシオン・アプローチから、いかなる社会形成論が構想されるかという問題である。この問題は、「矛盾と不安定を本性とする資本制的社会諸関係が暫定的規則性を維持するのはいかにして可能か」という、本稿が経済関係、社会関係、国家関係の三つのレベルにおいて検討したレギュラシオンの問いかけと不可分である。

このレギュラシオンの問いかけが、「制度によって誘導される諸個人の行動は現行の蓄積体制を再生産するように機能する」といった、矛盾やコンフリクトを空洞化させた機能主義に陥らないためには、社会制度の発生を問う視点と「実践の二重性」という視点が不可欠である。制度は蓄積体制を安

のヘゲモニーブロックからなるトライアングル全体の一貫性が制度諸形態においていかに具体化されるかを分析したりピエッツに共感しつつ、国家によるレギュラシオンの真の対象を「他の制度諸形態の最後の保障者」として役立つことにもとめる。つまり、ジュソップは「レギュラシオンのアルケティール形態としての国家」（リビエッツ）という規定の理論的な掘り下げをもとめているのである。第三は、所与のレギュラシオン様式の維持ないし変革をめざす闘争において、いかなる戦略が種々の社会勢力によって採用されるか、という問題である。つまり、レギュラシオン理論における国家論は、蓄積体制／レギュラシオン様式／国家の構造的関係の分析にとどまり、この構造的関係が行為主体（社会勢力）の戦略的行動やルーチンの行動によっていかに媒介されるかの分析を欠いているのである。制度的概念と戦略的概念をどのようにリンクさせるかが、レギュラシオン・アプローチに問われているのである。

これら三つの課題に取り組んでゆくなかで、レギュラシオン理論はそのアキレス腱である国家論を強化・発展させるであろう。過程としてのレギュラシオンに注目し、行為主体や戦略の概念から「制度」と「妥協」との関連を究明しようとする国家論研究の展開は、レギュラシオン学派の暫定的な国家規定である「制度化された妥協」——これは「社会関係と

定させるために創設されたのではなく、社会諸関係のコンフリクトを通じてその「思わざる発見」（リビエッツ）として歴史的に発生したのである。アグリエッタがレギュラシオン・アプローチを「歴史分析を重視する実験方法」と呼んだ所以である。また、諸個人の行動は、制度と規範に誘導されて現行の蓄積体制を再生産するルーチンの側面と既成の制度を拒否するような潜勢的ではあるが創生的な側面とを有している。とすれば、社会関係の矛盾は、社会に拘束されつつ社会を再生産する諸個人の行動それ自体のなかにあるのである。

フォーティズムの制度諸形態の総体が見直されている現在の「第二の転換」にあつて、レギュラシオン・アプローチは「歴史は開かれていく」ことを強調しながら、制度の視点と個人的行動の視点から現代における社会形成の問題に取り組んでいるのである（②）。

(1) リビエッツの指摘によれば、「ベルリンの壁の崩壊」と東ドイツの合併による東西ドイツの統一実現のうちには、「一九七四年以降のフォーティズムの危機のなかで生まれたふたつのオルタナティブ戦略、すなわち、ネオフォーティズム（ME化、管理と労働との徹底的分離、不安定雇用の組合せ）とポストフォーティズム（ME化、管理の一部への労働者の参加、安定雇用の組合せ）の優劣が反映されている。」「壁崩壊」後の秩序形成のゆくえは、一九八〇年代の貿易戦争における、ポストフォーティズム（西ドイツ、日本、北欧諸国）の勝利とネオフォーティズム（アメリカ、イギリス、フランス）の敗北の延長線上にある

と考えられる。一九九〇年から一九九一年にかけての「湾岸危機」は冷戦後の新しい「南北問題」の所在を示すものであるが、この湾岸危機のアメリカ主導の軍事的解決は、新しい「南北問題」の検討を先送りし、先進資本主義国のポストフォードイズム(新たな内包的蓄積)とネオフォードイズム(製造業の衰退をともなう外延的蓄積)への両極化を助長しただけではないだろうか。つまり、世界経済の構図は、各国の自律的發展を妨害しないような「制度化された協力」(アグリエック)からほど遠いのである。この点については、リビエツ「勇気ある選択」(藤原書店)の「日本語版への序文——二一世紀がはじまる」やボワイエ/岸本討論「湾岸戦争後のアメリカ経済と中東問題」(「SAPIO」一九九一年六月一三日号)などを参照のこと。

(2) 「マルクス主義にもとづいてケインズ経済学を深化・発展させる」というレギュラシオン理論のモチーフをもっとも体系的に展開したものととして、アグリエック『資本主義のレギュラシオン理論』(大村書店)を、現代経済学におけるレギュラシオン理論の位置と今後の研究課題については、ボワイエ『レギュラシオン理論』(藤原書店)を、社会変革理論としてのレギュラシオン理論の可能性については、リビエツ「勇気ある選択」を、現代日本の社会的・経済的文脈におけるレギュラシオン理論の豊かな可能性については、山田鋭夫「レギュラシオン・アプローチ」(藤原書店)を、それぞれ参照されたい。

(3) レギュラシオン学派が議論する「経済」を「統合された経済(integrated economy)」と規定したのは、イギリスの国家論研究者、ジェソップである。Joseph B. State Theory, Polity Press, 1990, pp.5-6 を参照。

(4) アグリエック、ボワイエ、リビエツのポストフォードイズム論を比較検討した文献として、井上泰夫「ポスト・フォードイズムの展望」(平田清明ほか編『現代市民社会の旋回』、昭和堂)が有益である。また、技術革新/労使関係の再編/企業間関係の変容を地域ネットワークのなかで構想するリビエツのポストフォードイズム論を、

日本の問題状況をふまえて展開した文献に、須藤修「経済原論」(新世社)がある。

(5) たとえば、リビエツ「レギュラシオン理論とマルクス主義」(『週刊読書人』、一九九〇年一月二六日号)を参照。

(6) レギュラシオン学派の国家論については、拙稿「現代資本主義と国家」(関西大『経済論集』三六巻一号)を参照。

(7) 「国家の二重性格」の理解および国家にレギュラシオン・アプローチを適用する課題については、Joseph B. "Regulation Theories in Retrospect and Prospect," *Economy and Society*, Vol.19, No.2, 1990, を参照。

(8) 本稿では、レギュラシオン・アプローチの方法とその現代社会認識について検討することができなかった。この点について筆者の見解をのべたものとして、「レギュラシオン・アプローチと現代社会認識」(レギュラシオン・シンポジウム)、青弓社、一九九一年秋刊行予定、収録)を参照。なお、レギュラシオン・アプローチの方法を内在的に検討した最近の文献として、山田鋭夫「レギュラシオン・アプローチ」(藤原書店)、斉藤日出治「物象化世界のオルタナティブ」(昭和堂)、平田清明「レギュラシオン・アプローチのプロブレマティク」(『経済評論』一九八九年七月号)、海老塚明・磯谷明徳「現代危機の分析視角——SSAアプローチとレギュラシオン・アプローチ——」(『経済学雑誌』九一巻、五・六号)、清水耕一「蓄積体制とレギュラシオン」(同志社『経済学論叢』四一巻、四号)、アミロビッチ「レギュラシオンにおけるヘゲモニー概念」(須田文明訳、『情況』一九九〇年八月号)などがある。参照されたい。